

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和5年6月21日

佐世保市長

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

1 業務名 佐世保市・佐々町地域公共交通計画に関する調査委託業務

2 業務期間 契約締結日 ～ 令和6年3月15日

3 業務概要

令和7年度から開始予定としている新たな「佐世保市・佐々町地域公共交通計画」の策定にあたり、広域的な視点から、国が推進するあらゆる交通モードにおける「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性が向上するような地域公共交通ネットワークの再構築を目指すべく、計画策定に係る調査、研究を行い、それらの結果に基づき次期計画素案として取りまとめるものです。

4 仕様書のダウンロード

参加を希望される方にパスワードを交付しますので、参加を希望される方は、別紙「パスワード発行申込書」に必要事項を記入し、巻末に示すメールアドレスにご送付ください。申込書に記載されたご担当者及びメールアドレスに解凍用パスワードを通知いたします。

パスワードを受領されましたら、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力の上仕様書を受領してください。

※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」

5 一部再委託の可否 可 否

再委託は、入札前に申請し、佐世保市が許可した範囲に限ります。再委託を希望される場合は、令和5年7月5日（水）17時までに文書（別紙1）にて申請し、許可を受けてください。また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。

6 契約上限価格

本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

¥23,760,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①～③のすべてを満たすこととします。

(1) 参加要件①

過去、5年間（平成30年度～令和4年度）に、地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）若しくはこれらの団体で組織する任意団体（協議会、連絡会等）が発注する地域公共交通計画策定業務又は、地域公共交通に関する調査等業務の履行実績を有していること。

(2) 参加要件②

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 参加要件③

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

8 欠格要件

参加要件①～③に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審査委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審査委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審査委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審査委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙2「参加申請書」を提出してください。

提出期限は令和5年7月3日（月）17時00分までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。

- i 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び	税務署発行の 「様式その3の3（法人税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」
個人事業主	税務署発行の 「様式その3（消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」	税務署発行の 「様式その3の2（申告所得税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」

iii 「7-(1)参加要件①」を証明する書類

書類名	作成上の留意点
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・様式：指定なし ・内容：所在地、代表者名、資本金、年間売上高、従業員数等、会社の概要がわかるもの
契約書等	過去5年間（平成30年度～令和4年度）に、地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）若しくはこれらの団体に組織する任意団体（協議会、連絡会等）が発注した地域公共交通計画策定又は地域公共交通に関する調査等業務履行を証明する書類を提出すること。

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和5年7月4日（火）17時までに電子メールにより通知します。

12 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙3のとおりとします。
- ii 提出期限は令和5年7月10日（月）17時までとします。
- iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。
- iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。
- v 提案者多数（概ね6社以上）の場合、提案書（プレゼンテーション評価を除く提案評価点）のみの書類審査を行い、上位5社程度をプレゼンテーション審査対象者として決定します。
- vi プレゼンテーション審査対象者の決定通知は、令和5年7月14日（金）17時までに電子メールにより行います。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書(任意様式。押印すること)を提出してください。

辞退書提出期限：令和5年7月10日(月)17時まで

14 プレゼンテーション開催日等

日時：令和5年7月20日(木)10時から

場所：佐世保市役所4階第3委員会室

i 上記の時間からプレゼンテーションを開始します。プレゼンテーションは提案者ごとに行いますので、提案者の方は、「来庁時間通知書」に示す時間に控室までお越しください。

ii プレゼンテーションへの参加人数は3人までとします。

iii プレゼンテーションに必要な資機材のうち、下記の資機材は佐世保市で用意します。

・パソコン、プロジェクター、スクリーン(音声の出力は不可)

※PCスペック(予定)

メーカー：Lenovo Think pad Edge E520 11439EJ

OS : Windows10

ソフト : オフィス2016 Adobe Acrobat Reader

15 仕様書及び本通知への質問

i 質問期間は令和5年6月21日(水)9時から令和5年6月26日(月)17時までに別紙4「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法は電子メールのみとし、電話での回答は行いません。

iii 質問回答は、令和5年6月26日(月)17時までにパスワード発行申込書を提出された方全員に電子メールにより回答します。

16 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙5のとおりとします。

17 審査基準

i 審査項目及び配点は別紙6のとおりとします。

ii 適正基準点は378点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。

iii 別紙6に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。

iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。

v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審議委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。

18 採点方法

(1) 通常の採点

別紙7に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

19 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

20 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

21 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。

22 受託候補者への通知

令和5年7月24日（月）17時までに電子メールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

23 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

24 契約の締結

最終提案書の提出後7日以内（土日祝日を除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

25 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日を除く。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日を除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

26 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市企画部地域交通課

担当者 藤下

TEL 0956-24-1111

(内線) 2777

FAX 0956-25-9651

E-mail koukou@city.sasebo.lg.jp